

重層的支援会議につなぐ基準

下記①～④のいずれかに該当し、かつ下記の条件を満たしていること。

- ①複雑、複合化した課題を有し、世帯として支援が必要であること。
- ②既存の支援体制では対応が難しい狭間のケースであること。
- ③新たな資源開発や支援の仕組みにつなげたいケースであること。
- ④各相談窓口等での対応や既存のネットワーク等による連携では、課題解決が困難なケースであること。
また多機関の連携による課題解決を試みていること。

条件

緊急性を要さないもの。

★まるごと支援会議（重層的支援会議）にかけると迷ったときやご相談等ありましたらお気軽に福祉政策課へご連絡ください。

内線2725・2739